日 本 緑 化 工 学 会 会 則

昭和 41 年 12 月 16 日制定〔日本緑化工研究会〕
平成元年 5 月 30 日改定〔日本緑化工学会〕
令和 4 年 9 月 23 日改定
令和 6 年 9 月 13 日改定
令和 7 年 9 月 8 日改定
令和 8 年 9 月 1 日改定

第１章　総則

（名称）
第１条　本学会は日本緑化工学会（にほんりょっかこうがっかい）と称し、以下、本会則では本会と称する。英文名称は The Japanese Society of Revegetation Technology（略称は JSRT）とする。
（目的）
第２条　本会は緑の再生、創出、保護、管理等に関する研究を推進し、広く緑化技術の向上発展を図り、もって自然環境の保全、生態系の早期回復、生活環境の改善等に寄与することを目的とする。
（事業）
第３条　本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）　緑化に関する研究、調査ならびに普及
（２）　研究発表会、研究会、技術検討会、講演会、及び見学会等の開催
（３）　「日本緑化工学会誌」の刊行
（４）　「Landscape and Ecological Engineering」（英文誌）の共同刊行
（５）　図書、資料等の発行
（６）　緑化に関する学術交流
（７）　日本緑化工学会賞の授与
（８）　その他本会の目的達成に必要な事業
（本部）
第４条　本会は本部を東京農業大学地域環境科学部森林総合科学科治山緑化工学研究室内に置く。
（事務局・支部）
第５条　本会は理事会の議決を経て必要の地に事務局・支部を置くことができる。

第２章　会員及び会費

（会員の種別）
第６条　本会の会員は次のとおりとする。
（１）　正会員　　本会の目的に賛同する個人
（２）　賛助会員　本会の事業を賛助する団体
（３）　学生会員　大学（大学院、短大を含む）、高等専門学校に在籍している個人
（４）　名誉会員　緑化に関し、または本会に特に功績のあった者で、総会の議決をもって推挙された者
（会費）
第７条　本会の会費は次のとおりとする。
（１）　正会員　　年額 8,000 円
（２）　賛助会員　年額 35,000 円以上
（３）　学生会員　年額 4,000 円
（４）　名誉会員　会費を納めることを要しない
２. 会費は学会の目的達成のために運営費用に充てるものであり、特定の対価を得るものではない。
３. 英文誌を冊子で購読する場合は以下の金額を追加する。
（１）英文誌冊子購読費　　年額　4,000 円＋消費税
（入会）
第８条　本会の会員になろうとする個人または団体は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を受けなければならない。
２. 入会者は所定の入会手数料及び入会年度の年会費を納入しなければならない。
（会員の資格喪失）
第９条　会員は次の事由のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。
（１）　退会したとき
（２）　死亡、または会員である団体が消滅したとき
（３）　会費を 2 年以上滞納したとき
（退会）
第 10 条　会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。
（除名）
第 11 条　会員が本会の事業を妨げ、または本会の名誉を傷つける行為があったときは、理事会の議決を経て、会長が除名することができる。

第３章　役員及び評議員

（役員）
第 12 条　本会に次の役員を置く。
（１）　理事 20 名以上 30 名以内（うち、会長１名、副会長２名）
（２）　監事２名
（役員の選任）
第 13 条　役員の選任は次の各号による。
（１）　理事は総会において互選により選出する。
（２）　会長、副会長は理事会において互選により選出する。
（３）　監事は総会において互選により選出する。
（役員の職務）

第 14 条　会長は会務を総理し、本会を代表する。
２．副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときその職務を代行する。
３．理事は会長を補佐し、会務を分担処理して総会の決議した事項を処理する。
４．理事は理事会を組織して、この会の会則に定めるもののほか、総会の権限に属せしめられた事項以外のことを議決する。
５．監事は次に掲げる業務を行う。
（１）　本会の会計を監査すること
（２）　理事の業務執行状況を監査すること
（３）　会計及び業務の執行について不正の事実を発見したとき、これについて総会または理事会を招集すること
（役員の任期）
第 15 条　役員の任期は選出されてから次の改選期までとし、再任を妨げない。ただし、会長は３期連続の重任は認めない。
２．役員の改選は２年ごとに行う。
３．補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
（役員の解任）
第 16 条　役員が次のいずれかに該当する場合には、総会において３分の２以上の議決に基づき、解任することができる。
（１）　心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき
（２）　職務上義務違反、その他役員たることにふさわしくない行為があると認められたとき
（評議員）
第 17 条　評議員は理事会の推薦により正会員の中から会長が 40 名以内を委嘱する。
２．評議員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。
３．評議員は会長の諮問に応じ、本会の事業の遂行に関して会長に助言する。
４．評議員会は年に１回以上開催する。

第４章　会議

（会議の種別）
第 18 条　本会の会議は総会及び理事会で必要と認めた会議とする。
（総会の種別）
第 19 条　総会は通常総会及び臨時総会とする。
（総会の構成）
第 20 条　総会は正会員をもって構成する。
（総会の議決事項）
第 21 条　総会は次の事項を議決する。
（１）　事業計画及び収支予算
（２）　事業報告及び収支決算
（３）　会則の変更
（４）　総会で必要と認めた事項
（５）　解散及び合併
（６）　役員の選任及び解任
（７）　その他会長が付議した事項
（総会の開催）
第 22 条　通常総会は毎年１回開催する。
２．臨時総会は次のいずれか該当する場合に開催する。
（１）　理事会が必要と認めたとき
（２）　正会員の 5 分の１以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
（３）　第１４条第５項第３号の規定により、監事から招集の請求があったとき
（総会の招集）
第 23 条　総会は、会長が招集する。
２．会長は、前条第 2 項第 2 号または第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 40 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３．総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに通知しなければならない。
（総会の議長）
第 24 条　総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。
（総会の定足数）
第 25 条　総会は正会員の 5 分の１以上の者の出席がなければ開催することができない。ただし当該議事について書面をもって表決した者、または他の正会員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。
（総会の議決）
第 26 条　総会の議事は出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（理事会）
第 27 条　理事会は毎年２回以上会長が招集する。
（理事会の構成）
第 28 条　理事会は理事をもって構成する。
（理事会の議決事項）
第 29 条　理事会は次の事項を議決する。
（１）　本会に関わる重要事項
（２）　総会に付議すべき事項
（３）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（４）　会長が付議した事項
（５）　その他総会の議決を要しない事項
（理事会の議長）
第 30 条　理事会の議長は会長とする。
（理事会の定足数）
第 31 条　理事会は理事の 3 分の 2 以上の者の出席がなければ開催することができない。ただし当該議事について書面をもって表決した者、または他の理事を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。

（理事会の議決）
第 32 条　理事会の議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（会議の議事録）
第 33 条　会議における議事の経過及びその結果は議事録に記載し、公開する。

第 5 章　会務

（理事担当）
第 34 条　本会の会務を執
行するため、事業部門と研究部門の 2 部門を置き、理事の中から部門長を定める。
２．事業部門には総務、経理、広報、企画・事業、編集、学術国際交流の各部会を置き、理事の中から担当理事を定め、うち 1 名を部会長とする。
３．理事会は第 2 条に定める本会の事業を推進するため、以下の委員会を常置するほか必要な場合には臨時委員会を設けることができる。委員会に関する規定及び委員は理事会で定める。委員の任期は役員の改選期に準じた 2 年とし、再任を妨げない。
（1）　編集委員会
（2）　学会賞選考委員会
（3）　災害対応委員会
４．研究部門には緑化に関する重要課題の研究を推進するため、部会を置くことができる。
５．各項に規定する担当理事及び部門長、部会長、委員長は理事会で定める。なお、各々は兼任することができる。
６．研究部門の各部会の設置、解散は理事会で定める。
７．各部会及び委員会には、会務の執行を円滑に行うため、幹事を置くことができる。幹事は正会員の中から部会長、委員長が推薦し、理事会で定める。
（事業部門：総会部会）
第 35 条　総務部会の担当事項は次のとおりとする。
（1）　会員の入退会に関すること
（2）　総会及び理事会に関すること
（3）　評議員会に関すること
（4）　関係団体との連絡調整に関すること
（5）　名誉会員の推挙に関すること
（6）　日本緑化工学会賞に関すること
（7）　日本学術会議に関すること
（8）　その他必要な事項
（事業部門：経理部会）
第 36 条　経理部会の担当事項は次のとおりとする。
（1）　予算の経理に関すること
（2）　決算に関すること
（3）　基本財産、運用財産の管理に関すること
（4）　その他必要な事項
（事業部門：広報部会）
第 37 条　広報部会の担当事項は次のとおりとする。
（1）　広報・ホームページに関すること
（2）　協賛に関すること
（3）　その他必要な事項

（事業部門：企画・事業部会）
第 38 条　企画・事業部会の担当事項は次のとおりとする。
（1）　研究成果の発表に関すること
（2）　技術検討会、講演会、見学会に関すること
（3）　技術普及、教育に関すること
（4）　その他必要な事項
（事業部門：編集部会）
第 39 条　編集部会の担当事項は次のとおりとする。
（1）　学会誌の刊行に関すること
（2）　その他必要な事項
（事業部門：学術国際交流部会）
第 40 条　学術国際交流部会の担当事項は次のとおりとする。
（1）　英文誌 LEE の刊行に関すること
（2）　国際学術交流に関すること
（3）　その他必要な事項
（研究部門）
第 41 条　研究部門の各部会はそれぞれの研究を推進するため自主的に研究会を開催することができる。研究会には会員は自由に参加することができる。なお原則として研究成果は本学会誌に発表するものとする。

第 6 章　資産及び会計

（資産の構成）
第 42 条　本会の資産は次のとおりとする。
（1）　会費
（2）　資産から生ずる収入
（3）　事業に伴う収入
（4）　寄付金品
（5）　その他の収入
（事業計画及び収支予算）
第 43 条　本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会及び総会の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。
（会計年度）
第 44 条　本会の会計年度は毎年 8 月 1 日に始まり、翌年の 7 月 31 日に終わる。

第 7 章　その他

（会則の変更）
第 45 条　本会則は総会の議決を経て変更することができる。
（会則の施行）
第 46 条　本会の会則の施行についての細則は理事会の

議決を経て別に定める。

附則　会計年度の変更は平成15年度を平成15年4月1日から平成16年9月30日までとすることによって行なう。

附則　この会則は平成23年9月10日から施行する。会計年度の変更は平成22年度を平成22年10月1日から平成23年7月31日までとすることによって行う。

附則　この会則は平成30年9月15日から施行する。

附則　この会則は令和元年9月14日から施行する。

附則　この会則は令和4年9月23日から施行する。

附則　この会則は令和6年9月13日から施行する。

附則　この会則は令和7年9月8日から施行する。

附則　この会則は令和8年9月1日から施行する。